5 医療・福祉の充実

1) 医療・健康

〇医師確保関係事業 (医療整備課)

729.762千円 (H27 682.058千円)

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

「主な事業]

1 医師修学資金貸付事業 438,900千円

大学在学中の医学部生に対し修学資金を貸し付けます。平成28年度は長期支援コースの 新規貸付枠を1名分拡充します。また、県内の深刻な産科医不足の現状を踏まえ、貸付者の うち産科医を目指す医学生に対し、新たに貸付額の加算を行います。

「貸付コース]

①長期支援コース 383,700 千円

貸付対象:県内の大学医学部、県外の大学医学部(知事の指定する大学に限定)の学生

貸付月額:公立大学15万円、私立大学20万円

②ふるさと医師支援コース 54,000 千円

貸付対象:県外の大学医学部の学生(大学の限定なし)

貸付月額:一律15万円

③産科医志望加算枠【新規】1,200千円

貸付対象:①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する4年次以上の学生

(山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件)

加算月額:一律5万円

2 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 50,000千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、 医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた各種事業を実施します。

(1) 県内医療機関での臨床研修に関する情報提供や相談業務等の実施 47,500千円

[委 託 先] NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク

[業務内容] 県内就職・定着を促すセミナー等の開催、広報活動 等

(2) 医療技術研修補助 2,500千円

センター設備を活用した医療技術研修の受講者負担軽減のための助成

3 医師不足病院医師派遣促進事業 120,000千円

地域医療の基盤を支える県内自治体病院の医師不足を解消するため、医師に余裕のある 医療機関が県内自治体病院に医師を派遣する場合に助成します。

[補 助 先] 医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内自治体病院へ医師を 派遣する医療機関

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月(上限)

「負担割合」県2/3、派遣先自治体病院(市町村)1/3

[その他]

- ・派遣元医療機関を県で募集し、医師派遣協力医療機関として認定・登録
- ・派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修の 無料受講などの特典を付与

4 離職防止、定着支援対策 120,862千円

「主な事業]

• 産科医等確保支援事業

68.829千円

産科医・助産師に支給される分娩手当に対する助成

新生児医療担当医確保支援事業

2,853 千円

小児集中治療室において、新生児医療に従事する医師に支給される手当に対する助成

• 女性医師等就労支援事業

46.640 千円

出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に要する経費に対する助成

〇医学部設置支援事業【新規】(医療整備課)

1.300.000千円

(債務負担行為 2,200,000千円)

国家戦略特区制度により、成田市内に新設が認められた大学医学部の設置に係る経費に対し、 補助します。

「補助先」国際医療福祉大学

[対象経費] 大学医学部の設置に係る経費

[補助率] 1/2以内

「補助総額」3,500,000千円

〇保健師等修学資金貸付事業 (医療整備課)

281,392千円 (H27 229,020千円)

地域医療に従事する看護師等の確保対策を一層強化するため、看護師等養成所などの学生の うち、卒業後県内に就業しようとする者に対して貸し付ける修学資金について、貸付対象者数 を拡大します。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事 しようとする者

「貸付枠] H27年度:500名 → H28年度:560名(60名分を拡充)

[貸付額]看護師·保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

月額 民間立10,500円、公立 7,500円 准看護師

○病院内保育所運営·施設整備事業(医療整備課) 481,780千円(H27 493,711千円)

看護師等の県内定着や再就業を支援するため、医療施設内の保育施設の開設費用及び運営費 に助成します。

「事業内容〕

- · 運営費補助 478, 259千円 「対象施設〕県内医療機関 92施設 [補助率]2/3等
- · 施設整備補助 3,521千円 [対象施設] 1施設 「補助率]0.33

〇看護師等養成所運営費補助 (医療整備課)

329.370千円 (H27 326.664千円)

看護師等の確保を図るため、看護師等養成所の運営費に対して助成します。

「対象施設」民間の看護師等養成所(15 校・17 課程)

「対象経費」専任教員給与費、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等

「補助率」課程、学生数等に応じた定額

〇看護師養成学校整備促進事業 (医療整備課) 922,613千円 (H27 1,078,670千円)

県内での看護師の確保・定着を促進するため、看護師養成学校の整備に対し助成します。

[対象施設] 大学看護学部、看護師養成所(専門学校)

「対象経費〕看護師養成学校の新築・増改築及びそれに伴う設備整備

[補 助 率] ①施設整備:1/2 又は3/4、②設備整備:10/10

[補助基準額]

①施設整備 123,100 円/㎡×学生定員×20 ㎡

②設 備 養成所 13,300 千円、大学 40,000 千円

[補助予定]

・継続3校: 秀明大学 378,772 千円

90,225 千円 東邦大学 東京情報大学 453,616 千円

〇看護学生実習病院確保事業 (医療整備課)

20,000千円 (H27 20,000千円)

県内医療機関への看護師の定着を図るため、新たに県内の看護師養成所から実習生を 受け入れる病院に対して、受入れに要する経費の一部を助成します。

[補 助 先] 県内の看護師養成所等から実習生の受入れを行う県内の病院

[対象経費] ロッカー室・カンファレンス室の設置に要する経費 実習指導者講習会への参加に要する経費 等

「補助基準額] 1か所あたり2,000千円

「補助率]1/2

〇救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助 (医療整備課)

841,987千円 (H27 773,462千円)

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

「事業内容]

1 運営費補助 699,049千円

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

「補助先」成田赤十字病院(32床) 115,783千円

> 亀田総合病院(42床) 118,917千円

> 日本医科大学千葉北総病院(30床) 142,327千円

> 順天堂大学医学部附属浦安病院(15床) 84,869千円

東京慈恵会医科大附属柏病院(51床) 124,631千円

東京女子医大八千代医療センター(24床) 109,388千円

2 設備整備費補助 142,938千円

「補助率」2/3 (国1/3、県1/3)

[補助先] 亀田総合病院 129,600 千円

成田赤十字病院 13,338 千円

〇小児救急電話相談事業 (医療整備課) 82,000千円 (H27 33,032千円)

毎夜間に実施している小児救急電話相談事業について、これまで午後10時までとしていた 相談時間を、翌朝6時まで延長します。

[委託先](社)千葉県医師会

[業務内容]

相談員の配置 看護師3~4人、小児科医1人

相談日時 午後7時~午前6時(毎日)

〇小児二次救急医療対策事業(医療整備課)

127, 705千円(H27 174, 016千円)

毎夜間・休日における小児救急患者に係る救急医療体制を確保します。

1 小児救急医療拠点病院運営事業 92.454千円

広域を対象とした小児救急医療体制を確保するため、毎夜間、休日に小児救急患者の 受入れを行う病院に対し運営費を助成します。

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3 施設

「補助率]2/3

2 小児救急医療支援事業 35,251千円

各医療圏における小児救急医療体制を確保するため、市町村等が病院輪番制により、 休日及び夜間における小児救急医療体制を整備した場合に、その運営費に対して助成します。

[対象施設] 小児二次救急支援病院 3市1組合

「補助率]2/3

〇ドクターへリ運営事業 (医療整備課) 435,408千円 (H27 433,805千円)

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

「補助率」10/10(国1/2、県1/2)

「補助先」日本医科大学千葉北総病院 219,471千円 君津中央病院 215,937千円

〇地域中核医療機関整備促進事業 (医療整備課) 664,905千円 (H27 71,900千円)

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊 医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

「対象施設」公的医療機関 等

「対象事業」地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築 等

「補助率]1/3

[補助先]松戸市(松戸市立病院)

〇周産期医療施設等運営費補助、施設設備整備費補助 (医療整備課)

825,629円 (H27 692,705千円)

妊娠・分娩時の母子の安全を確保するため、周産期医療施設の運営費及び設備整備費に 対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 819,629千円

「補助率]2/3(国1/3、県1/3)

[補助対象]①総合周産期母子医療センター 2病院

②地域周産期母子医療センター 8病院

2 設備整備費補助 6,000千円

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

[補助先] 船橋中央病院 6,000 千円

○周産期医療ネットワーク事業(医療整備課)

20,793千円 (H27 20,793千円)

周産期において、母体や胎児に危険が発生した場合に備え、妊婦の救急搬送体制を確保 します。

[主な事業]

1 周産期医療情報センター事業(搬送コーディネート) 20.019千円

総合周産期母子医療センターにオペレーターを配置し、母体搬送コーディネートを実施 します。

2 周産期医療関係者育成研修事業 325千円

周産期医療に必要な専門的・基本的知識、最新の周産期医療技術の習得等を目的として、 周産期医療関係者の養成研修を行います。

〇がんセンター施設整備事業(経営管理課)

385, 758千円(H27 73, 949千円)

【特別会計病院事業】

建物の老朽化や狭隘化などの課題を抱える千葉県がんセンターについて、増改築に向けた 実施設計等を行います。

[整備内容] 建替・既存病棟改修、延床面積 54,000㎡、病床数450床 (予定)

[内 訳]

- 実施設計委託 360,000千円
- ・運営システム策定支援委託 25,758千円

○救急医療センター等整備基本計画策定事業【新規】(経営管理課)

30,000千円

【特別会計病院事業】

老朽化や狭隘化が著しい救急医療センターや精神科医療センターの建替に向けた基本計画の 策定に着手します。

〇医療施設防災対策強化事業 (医療整備課)

350,000千円

県内医療施設の防災対策を促進するため、有床診療所等が行うスプリンクラーの設置等に 対し助成します。

[補 助 先] 県内の有床診療所、有床助産所、病院

[対象経費] スプリンクラー、自動火災通報設備、火災通報装置の設置

[補助率]定額

[補助上限額] スプリンクラー:設置面積1m²あたり17.5千円

自動火災通報設備:1施設あたり1,030千円

火災通報装置:1施設あたり310千円

〇東千葉メディカルセンター助成事業 (健康福祉政策課)

718, 300千円 (H27 718, 300千円)

救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関としての役割を担う 東千葉メディカルセンターの整備費用を支援します。

「支援内容〕

・建物整備 718,300千円 (H27 718,300千円)

〇回復期リハビリテーション病棟等整備事業 (医療整備課)

118,400千円 (H27 78,900千円)

急性期を脱した患者の復帰に向けた機能回復を担うリハビリテーション医療を提供する病床 の充実を図るため、回復期リハビリテーション病棟等の整備に対し助成します。

[補助対象] 県内の病院(急性期から回復期病床に転換する病院に限る)

[補助上限額] 新築・増改築 1,600 千円/床、改修・設備整備 800 千円/床 (1 施設あたりの上限額 40,000 千円/施設)

「補助率 1/2

〇医療情報連携システム整備促進事業(健康福祉政策課) 16,500千円(H27 16,500千円)

地域の急性期病院を核として、回復期病院やかかりつけ医などが連携し、患者情報を共有して、質の高い医療を提供する体制を構築するため、医療機関等が行う医療情報連携システムの導入に対し助成します。

[補 助 先] 県内医療機関、医師会、市町村 等

[対象経費] 複数の医療機関で患者情報を共有するための医療情報連携システムの導入経費 ※以下の要件を満たすものに限る

- ・当該システムにより患者情報を共有する医療施設が10施設以上あること
- ・10施設以上の参加施設の中に、急性期病院、回復期病院、診療所などが、機能・役割ごとに 全て1施設以上含まれていること

[補助基準額] ①基幹病院等(サーバーシステム設置施設) 10,000千円②その他の医療機関 100千円

[補助率] 1/2

○がん診療施設設備整備事業(医療整備課)

59,513 千円 (H27 155,708 千円)

がん診療の充実を図るため、がんの診断や治療を行う病院の施設、設備の整備に対し助成します。

[補助対象] がん診療拠点病院・診療病院、がん診療連携協力病院

[補助上限額]

- ①施設整備 がん専用病棟 166,300円/m²、診療等棟 185,900円/m²
- ②設備整備 32,400 千円/箇所

[補助率]

- ①施設整備 0.33
- ②設備整備 1/3

〇地域医療介護総合確保基金造成事業 (健康福祉政策課)

6,580,000千円 (H27 5,000,000千円)

医療・介護人材の確保や地域医療の格差解消、地域包括ケア・在宅医療の推進など、医療・ 介護分野における様々な課題に対応していくために必要な財源を確保するため、基金への積立 を行います。

[負担割合] 国2/3、県1/3

〇がん対策事業(健康づくり支援課)

167, 322千円 (H27 162, 265千円)

がん対策の推進のため、地域がん診療連携拠点病院等の機能強化やがん患者の情報等の 収集・分析、ボランティアを活用したがん患者支援等に取り組みます。

「主な事業]

1 地域統括相談支援センター事業 3,900千円 (H27 3,900千円)

がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーター の養成や活動支援を行います。

「委託先」 千葉県がんセンター

2 地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業 155,000千円 (H27 145,000千円)

地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、 医師の研修の実施等に係る費用に対して助成します。

[基準額] 14,500千円(地域がん診療連携拠点病院)10,000千円(地域がん診療病院)

[負担割合] 国1/2、県1/2

[対象病院]船橋市立医療センター等 11病院

○在宅歯科・口腔保健推進事業(健康づくり支援課) 45,500千円(H27 25,500千円)

地域における在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、医療機器の設備整備に対する助成や在宅歯科医療連携室の設置、人材の育成等を実施します。

「主な事業]

- 1 在宅歯科診療設備整備事業 30,000 千円
 - ①基本設備導入 20,000 千円

[補助対象]対象者 病院若しくは診療所の開設者 対象事業 在宅歯科診療を実施するための設備整備事業

[補助率]2/3

②安全設備導入 10,000 千円

[補助対象]対象者 病院若しくは診療所の開設者

対象事業 在宅歯科診療を行う際の歯科以外の偶発的事案に対処するための 設備整備事業

「補助率]1/2

2 在宅歯科医療連携室整備事業 4,861 千円

「事業内容]

- ・在宅歯科医療を希望する患者の相談窓口の開設、歯科医師育成のための研修会 等
- 3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 8,500 千円

「事業内容]

- ・障害児への摂食嚥下指導やがん患者に対する歯科治療等に関する歯科医師等への研修
- ・高齢者向けの摂食嚥下指導が可能な歯科医師を育成するための研修プログラムの作成
- ・未就業の歯科衛生士の復職支援研修等

○食を通じた健康づくり事業(健康づくり支援課) 7,000千円(H27 6,660千円)

県民の食習慣・食生活を向上させ、生活習慣病を予防するため、県民や調理師に対する普及 啓発等に取組みます。

「主な事業]

1 調理師条例関連事業 4.098 千円

「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に基づく、調理師を対象にした講習会を実施します。

「委託先」 調理師会

2 人材育成事業 1,350 千円

地域において、食を通じた健康づくりを支援する人材を育成するため、食生活改善推進員等に向けた講習会を実施します。

3 食による健康づくり事業 1,280 千円

食育指導者や大学生を対象に、食を通じた生活習慣病予防に係る普及啓発等を行います。

〇自殺対策推進事業(健康づくり支援課) 111,000 千円(H27 102,518 千円)

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施 します。

1 県実施事業 11,489千円

[主なもの]

- ・利用しやすい相談窓口の開設 4,148千円
- 自死遺族支援事業 1,748千円
- ・うつ病等への対応力向上研修 2,488千円
- ・県民等に対する啓発・情報提供 1,200千円
- 2 市町村団体補助事業 99.511千円

〇危険ドラッグ対策事業(薬務課)

25.000千円 (H27 25.637千円)

危険ドラッグによる健康被害等を未然に防止するため、インターネット等で販売されている 薬物の検査を実施するとともに、乱用防止のための広報啓発を引き続き実施します。

「事業内容〕

1 検査体制の整備 8,383千円

危険ドラッグの販売の有無を確認するために、インターネットから薬物を購入して 検査を実施します。

2 広報啓発活動の実施 16,177 千円

危険ドラッグの危険性や違法性を県民に周知するため、広報啓発活動を実施します。

- ①インターネット等における啓発 8,640 千円
- ②集客地での広報活動 7,537 千円
- 3 薬事審議会薬物小委員会の開催 440 千円

○新型インフルエンザ対策事業(薬務課)

510,898千円 (H27 10,723千円)

新型インフルエンザ対策として備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の所要量を確保 するため、更新期限を迎える分の買い替えを行います。

[更新期限を迎える量] タミフル 134,000 人分

[備蓄目標量(千葉県分)] タミフル 102.9 万人分、リレンザ 25.7 万人分

〇病院事業会計負担金 (健康福祉政策課) 11,907,852千円 (H27 11,636,632千円)

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

② 社会福祉

〇中核地域生活支援センター事業(健康福祉指導課) 302,108千円(H27 302,144千円)

全ての県民を対象とした福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに 適切な関係機関への連絡・調整等を行います。また、印旛ほか5圏域では、生活困窮者自立 支援法に基づく生活困窮者の自立相談支援事業を併せて行います。

「設置箇所〕健康福祉センター圏域ごと・計13か所

「委 託 先] NP0法人・社会福祉法人等

〇生活困窮者等自立支援事業(健康福祉指導課) 11,632千円(H27 12,395千円)

生活困窮者自立支援法等に基づき、離職により住居を失った生活困窮者に対する給付金の支給のほか、生活保護受給者に対する就労支援や、生活保護世帯等の児童・生徒に対する学習支援を行います。

[事業内容]

1 住居確保給付金 978千円

[支給対象者] 離職後2年以内かつ65歳未満であって、住居がないか、失うおそれのある者 [支 給 額] 生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠した額

「支給期間」原則3か月間(3か月延長可能、最大9か月まで)

- 2 就労準備等支援事業 7,954千円
 - ・生活保護受給者に対する就労支援員による就労支援
 - ・生活保護受給者を対象とした就労支援セミナーの開催
- 3 子どもの学習相談支援モデル事業【新規】 2,700千円

生活保護世帯や就学援助世帯の小中学生に対し、学びの場の提供や相談等を行い、安心 して学習できる環境を提供するため、モデル事業を実施します。

[対象地区] 県内の2町村

[対象者] 小学校4年生~中学校3年生

③ 高齢者福祉

〇老人福祉施設整備事業補助(高齢者福祉課) 2,715,000千円(H27 4,920,000千円)

(債務負担行為 6.739.000千円)

(H27債務負担行為 3,864,000千円)

特別養護老人ホームの創設・増改築及び老人短期入所居室の整備に要する経費に対し助成 します。平成28年度は、前年度に比べて470床増の1,820床を整備します。

「実施主体」市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500 千円/床(特別養護老人ホーム)、800 千円/床(老人短期入所居室)

「整備床数〕1,630 床 (特別養護老人ホーム)、190 床 (老人短期入所居室)

〇介護基盤整備交付金事業(高齢者福祉課) 1,700,000千円(H27 1,150,000千円)

市町村等が実施する小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設 の整備等に対し助成します。

「主な事業】

介護基盤緊急整備特別対策事業 1,700,000千円(H27 1,150,000千円)

小規模な介護施設の整備に対し助成します。

[補助対象] 小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

「限度額」小規模特別養護老人ホーム 4,500千円×定員数 認知症高齢者グループホーム 1 施設 32,000 千円 等

[整備床数等] 小規模特別養護老人ホーム 6 施設

小規模多機能型居宅介護事業所 11 施設

認知症高齢者グループホーム等 9 施設 等

〇特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業(高齢者福祉課、医療整備課)

1.119.000千円 (H27 706.000千円)

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設が開設前に行う職員雇用や 広報等の準備経費に対し助成します。

「補助対象」特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額] 621千円×施設定員数(創設・増床) 等

[整備床数等] 1,614 床分 等

〇サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業(住宅課)280,000 千円(H27 240,000 千円)

サービス付き高齢者向け住宅について、介護事業所等との連携が図られているなど、より 良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。平成28年度 からは、補助上限額を引き上げるとともに、新たに改修工事についても対象を拡大し、整備 促進を図ります。

「補助対象]

国の補助金を受けて整備する住宅であって、

- ・介護・医療サービス事業所との連携が図られていること。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること。

「補助率]

(新築) 住宅建設費の1/20 (675千円/戸上限)

※介護事業所を併設する場合については、1/10(1,350千円/戸上限)

(改修) 住宅改修費の1/6 (750千円/戸上限)

※介護事業所を併設する場合については、1/3 (1,500千円/戸上限)

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業(高齢者福祉課)

40,000千円 (H27 28,610千円)

日中・夜間を通じて介護・看護のサービス提供を受けることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を全県に向けて展開していくため、事業開始当初の運営費補助により新規開設やサービスの定着を支援し、高齢者の住み慣れた在宅での生活を支えます。

「実施主体〕市町村

「補助対象」定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の運営費

[補助率等] 定額(支出に対して収入が不足する額の1/3が限度)

[事業期間] 平成26年度~平成28年度

〇介護人材確保対策事業 (健康福祉指導課)

177,700千円 (H27 91.550千円)

介護現場で働く人材の確保定着を図るため、介護現場のイメージアップや新規参入を促すための取組、介護職員のキャリア形成に向けた支援、離職防止対策などに総合的に取り組みます。

[主な事業]

1 介護人材確保対策補助 142,359千円 (H27 68,000)

[補 助 率] 市町村 3/4、事業者 3/4(市町村と連携した事業に取り組む場合は10/10) 「補助対象] 市町村、事業者

①参入促進対策 78,250千円

介護現場への新規参入の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行います。

- ·介護人材参入促進対策事業 21,875
- ・新規参入者等に対する研修支援事業(新規) 38,625
- ・介護人材マッチング機能強化事業 8,875
- ·潜在有資格者等再就業支援事業 8,875

②介護職員の資質向上・離職防止対策 64.109千円

介護職員のキャリアアップに向けた取組や、子育て中の職員が離職せずに就業できる 環境づくりに向けた支援を行います。

- ・介護人材キャリアアップ研修支援事業 21,875
- ・介護福祉士試験実務者研修に係る代替職員確保事業 18,000
- ·介護事業所内保育施設運営支援事業(新規) 24,234

2 介護福祉現場のイメージアップ事業【新規】 11,120千円

介護の日を中心に、介護福祉分野に対するマイナスイメージを払しょくし、介護現場に 対する理解や認識を深めてもらうためのイメージアップづくりに向けた啓発等を行います。

- ・介護福祉のイメージアップを図るポスターの作成及び掲示
- ・介護に関するキャッチコピーや写真等の募集及び表彰

3 エルダー・メンター制度普及啓発事業【新規】 671千円

介護職場内での新人職員への指導や育成体制の充実を図るため、職場内での人材育成に 関する取組である「エルダー・メンター制度」の普及啓発を行います。

〇地域包括ケアシステム構築市町村支援事業(高齢者福祉課)6,359千円(H277,619千円)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護予防・生活支援等を一体的に 提供する地域包括ケアシステムについて、市町村職員の研修や地域において支援を行う人材の 育成等に取り組みます。

[事業内容]

- ・地域ケア会議の支援 140 千円 (H27 629 千円)
- ・医療・介護連携体制構築支援 2,110 千円 (H27 1,318 千円)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業移行支援 467 千円 (H27 828 千円)
- ・地域人材の育成 3,642 (H27 4,844 千円)

〇元気高齢者の活躍サポート事業(高齢者福祉課) 10,504 千円(H27 10,504 千円)

高齢者の社会参加を促すとともに、地域での担い手を育成するため、高齢者が主体となって 地域課題の解決に取り組む事業に対し助成します。

[補助対象] 高齢者を中心に組織された団体等

[補助額]3,000千円×3団体

〇介護ロボット導入支援事業【新規】(高齢者福祉課)

8,000千円

介護現場における人材確保策として、介護従事者の負担を軽減するための介護ロボットを 導入する介護事業所に対して助成します。

[補助対象] 民間の特別養護老人ホーム等

「補助額 100千円(1機器あたりの上限額)×2台×40施設

〇認知症対策支援事業 (健康福祉指導課、高齢者福祉課)

77,696千円 (H27 58,934千円)

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、 医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

「主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 32,900千円 (H27 34,320千円)

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、 鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応などを行い、地域における認知症疾患の保健 医療水準の向上を図ります。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 9病院

[業務内容]

- ①認知症疾患に関する鑑別診断 ②周辺症状と身体合併症に対する急性期治療
- ③専門医療相談等 ④地域保健医療・介護関係者への研修等

2 認知症普及啓発事業 3,072千円 (H27 2,560千円)

認知症患者が地域で安心して暮らせるよう、人的資源(認知症サポーター・キャラバンメイト)を養成するとともに、認知症への正しい理解を促すための啓発イベント (メモリーウォーク)を開催します。

3 認知症相談支援事業 6,009 千円 (H27 6,032 千円)

- (1) 認知症コールセンター運営事業 5,028 千円 (H27 4,885 千円) 認知症コールセンターを設置し認知症の各種相談等を実施します (千葉市と共同設置)。 [委託内容] 電話相談 (週4日・2人体制)・面接相談 (週1日・2人体制)
- (2) 認知症患者と家族の交流会実施事業 981 千円 (H27 1,147 千円) 認知症患者の家族を支援するための交流会を実施します。 「委託内容」認知症患者を家族にもつ方同士の交流会開催

4 医療・介護人材育成事業 32,678千円 (H27 12,482千円)

認知症患者と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に 精通した人材を育成します。

(1) 認知症サポート医養成研修及び活動促進事業 3,614 千円(H27 2,958 千円)

(2) 医療従事者向け認知症対応力向上研修 3,086 千円 (H27 1,744 千円)

(3) 医療と介護の地域支援体制強化事業 3,350 千円(H27 2,350 千円)

(4) 認知症初期集中支援チーム員研修事業 3,920 千円

(5) 市民後見推進事業 12,500 千円

(6) 認知症介護職員・指導者養成研修事業 6,208 千円 (H27 5,430 千円)

④ 障害者福祉

○障害者グループホーム等に対する支援(障害福祉課)

468.170千円 (H27 470.370千円)

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを 補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

「事業内容]

1 運営費補助 268,720千円 (H27 286,020千円)

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費 「補 助 率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 139,200千円 (H27 124,200千円)

[対 象 者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者 [補 助 率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,250千円 (H27 60,150千円)

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

〇精神障害者地域移行支援事業 (障害福祉課)

13.475千円 (H27 18.431千円)

精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入れ条件が整えば地域移行可能な患者に対し、地域移行・地域定着のための支援を行います。

[事業内容]

- ・地域移行支援協議会の開催 13,395千円
- · 運営委員会開催 80千円

○障害者就業・生活支援センター事業(障害福祉課、産業人材課)

148, 211千円 (H27 153, 027千円)

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を 行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16ヶ所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

〇障害者の工賃アップのための事業(障害福祉課) 43,640千円(H27 32,000千円)

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発 等に取り組む事業所を支援します。

「事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・官公庁からの発注促進に向けた依頼訪問や受注可能な施設のデータベース化
- ・複数の施設による共同大口の受注に向けた品質や工程管理の底上げのための改善指導 等

〇強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業 (障害福祉課)

6.100千円 (H27 6.100千円)

県内の知的障害者支援施設における強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施する ため、支援に携わる職員を対象として、実地指導を中心とした研修を実施します。

[委託先] 社会福祉法人 菜の花会

「対象者」県内の知的障害者支援施設の支援員16名(障害保健福祉圏域ごとに1人)

[研修内容] 1人当たり、座学での講習を年間12日間、勤務先施設で巡回指導による実地講習 等を年間26日間受講

〇袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業 (障害福祉課)

104,573千円 (H27 237,507千円)

平成26年8月の千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の最終報告において、29年度末までの3年間で、袖ヶ浦福祉センター利用者の民間・地域移行や県全体で障害児の受入先の確保を進める方向性が示されたことを受け、受入先となる民間施設等の整備等に対する支援を行います。

[事業内容]

1 受入先施設の整備 90,690千円 (H27 234,140千円)

[補助先] 袖ヶ浦福祉センターからの地域移行等に伴い障害者(児)支援施設等を整備する 社会福祉法人

[補助率] 補助基準額の3/4

(受入対象者の障害程度等に応じて補助額を加算)

2 運営費支援 13,883千円 (H27 3,367千円)

[補助対象] 袖ヶ浦福祉センター利用者を受け入れる社会福祉法人

[補助率] 定額(受入対象者の障害程度に応じて補助額を加算)

⑤ 社会保障費

〇社会保障費

266, 793, 688千円 (H27 255, 545, 632千円)

1 補助事業 252, 385, 377千円 (H27 241, 324, 115千円)

「主な事業]

- 生活保護事業(健康福祉指導課)
- 5.420.000千円 (H27 5.800.000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

郡分扶助費 3,629,000千円 (H27 3,751,000千円) 町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,791,000千円 (H27 2,049,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

「負担割合] 国3/4 (市町村に直接交付)、県1/4

- 難病医療費助成事業(疾病対策課)
- 8,500,000千円 (H27 9,100,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾患について医療費を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県 1/2

[対象疾患] 306疾患(平成27年7月に拡大)

・児童手当支給事業(児童家庭課) 14,500,000千円(H27 15,000,000千円)

中学校修了前までの児童に児童手当を支給します。

[支給要件] ①日本国内に住所を有すること

- ②中学校修了前の児童を監護し、一定の生計関係にあること
- ③施設入所等児童が委託されている施設の設置者又は里親等

「支給額]3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭(年収960万円程度) 月額5,000円

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

・保育所等への運営費の給付〔再掲〕(児童家庭課) 8,720,000千円 (H27 7,120,000千円) 子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園の運営費に対して 市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 私立の認定こども園、保育所、幼稚園

「負担割合〕国(直接)1/2、県1/4、市町村1/4

・小規模保育等への運営費の給付〔再掲〕(児童家庭課)1,060,000千円(H27 400,000千円) 子ども・子育て支援法に基づき、地域の特性に応じた保育機能を確保するため、 小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁 する給付費の一部を負担します。

[対 象] 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者 [負担割合] 国(直接) 1/2、県 1/4、市町村 1/4

・多様なニーズに対応した子育て支援 [再掲] (児童家庭課)

1,866,000千円 (H27 1,493,513千円)

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な 子育てニーズに対応した事業に対し助成します。

「主な事業]

1 病児保育事業 272,000 千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等 が一時的に実施する保育等に対して助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

2 延長保育事業 353,000千円

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で 実施する保育に対して助成します。

[補助率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

3 一時預かり事業 432,000千円

家庭において、一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所その他の 場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

[補 助 率] 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

4 地域子育て支援拠点事業 662,000千円

乳幼児とその保護者同士が交流する子育て支援の拠点施設を設置し、育児相談や、 情報提供等の援助を行う取組に対して助成します。

「補助率]国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

・障害者自立支援給付費負担金(障害福祉課) 17,700,000 千円(H27 16,000,000 千円) 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する介護給付・訓練等給付等の支給に要した 経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・自立支援医療事業(児童家庭課・障害福祉課) 9,098,000千円(H27 8,914,400千円) 障害者総合支援法に基づき、障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。
- ・後期高齢者医療給付費負担金(保険指導課) 42,300,000千円(H27 40,200,000千円) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担 します。

「負担割合」国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・介護給付費負担金(高齢者福祉課)
 55,700,000千円(H27 53,100,000千円)
 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。
 [負担割合](施設等給付費)国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%
 (居宅給付費)国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%
- ・国保県財政調整交付金(保険指導課) 33,615,000千円(H27 33,789,000千円) 国民健康保険法に基づき、市町村国保の医療給付費について、市町村に対し交付金を 交付します。
- ・国保経営安定化対策事業(保険指導課) 20,175,000千円(H27 19,123,000千円) 国民健康保険法に基づき、保険料(税)の軽減額や高額な医療に要した費用を負担 します。
- ・国民健康保険財政安定化基金造成事業(保険指導課) 2,084,000千円 平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に向けて、保険制度の安定化を図る ため、国の交付金を活用して国民健康保険財政安定化基金に積立を行います。

2 県単独事業 14,408,311千円(H27 14,221,517千円)

「主な事業]

• 重度心身障害者(児)医療給付改善事業(障害福祉課)

4,461,000千円 (H27 4,248,000千円)

重度心身障害者(児)の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に 対し補助を行います。なお、受給者の利便性の向上を図るため、平成27年8月からは、 これまでの償還払い方式から現物給付方式に移行しています。

[対 象 者] 身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳 @、Aの1、Aの2の保持者 (65歳以上新規手帳取得者は対象外)

「対象経費〕医療給付費に係る自己負担額等

(入院1日・通院1回につき300円の利用者負担)

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

・軽費老人ホームサービス提供費補助(高齢者福祉課)

1,634,000千円(H27 1,639,000千円)

低所得高齢者の支援のため、民間立の軽費老人ホームの運営費に助成します。

[対 象] 民間立の軽費老人ホーム(政令市・中核市を除く)

[基準額](支出基準額-本人徴収上限額)×10/10+各種加算

※支出基準額=(地域・定員等に応じた1人当たり月額)×定員×月数